

一般社団法人日本歯科理工学会 定款施行細則

(総則)

第1条 一般社団法人 日本歯科理工学会（以下「本会」という。）は、一般社団法人 日本歯科理工学会定款（以下「定款」という。）を円滑に遂行するため、定款第55条に基づき、一般社団法人 日本歯科理工学会 定款施行細則（以下「本細則」という。）を定める。

(名誉会員)

第2条 定款第7条第1項(2)に規定する名誉会員は、以下のいずれかに該当する者で理事会において承認された者とする。

- (1) 原則として満65歳以上であり、かつ本会に通算25年間以上在籍し、本会のために活発に活動、または本会の運営に貢献した者。ただし、日本歯科材料器械学会、歯科理工学会および日本歯科理工学会に在籍した期間は本会の在籍年数に加算する。
 - (2) 外国人で本会に特に貢献のあった者
- 2 名誉会員は、会費の納入を免除されるが、役員になれない。

(入会金)

第3条 定款第9条に規定する入会金は1,000円とする。

(会 費)

第4条 定款10条に規定する年会費は次のとおりとする。

正会員	10,000円
賛助会員	1口 20,000円 1口以上とする
学生会員	5,000円
外国会員	別に定める
購読会員	10,000円

2 正会員のうち、本会に貢献があったものは申し出により会費の減免をすることができる。

(会費の納入)

第5条 会員は原則として当該年度内に年会費を本会に支払うものとする。

(記載事項の変更の届出)

第6条 会員は、入会申込時の記載事項に変更を生じたときは、30日以内に本会に届け出なければならない。

2 変更届が遅れたことにより、会員としての不利益を受けたときの責任は本人にあるものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は本会が刊行する機関誌、その他の刊行物の優先的配布を受けることができる。

2 会員は本会が刊行する機関誌ならびに本会が主催する学術講演会で研究成果を発表することができる。

(表 彰)

第8条 本会の活動に功労のあったものあるいは本会の学術分野で貢献のあったものは、表彰する。

表彰に関する事項は別に定める。

(協力学会への対応)

- 第9条 日本歯科理工学会の地方会を本会の協力学会とする。
- 2 本会と協力学会との連絡会を年1回以上開催する。
 - 3 本会は協力学会に対して助成することができる。

(改廃)

- 第10条 本細則は、常任理事会の審議により、理事会の議を経て、社員総会において出席者の2分の1以上の議決で変更することができる。ただし、定款変更をもたらす事項については、定款変更決議の効力発生を条件とする。

附則

- 1 本細則は、一般社団法人日本歯科理工学会が設立登記された日より施行する。
- 2 本細則は、平成30年4月14日一部改正施行する。